

野田市総合計画

後期基本計画

—概要版—

令和5年度～令和12年度

総合計画の策定に当たって

現在の総合計画は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間をかけて、徹底した市民参加の下で策定したもので、基本構想と基本計画から構成されております。基本構想については、15 年間のまちづくりの方向性を示すものとして、基本計画については、前期、後期の 2 期に分けた計画期間として基本構想の示す将来都市像を実現するため施策や事業を具体的に示すものとして策定されました。

今回の後期基本計画の策定に当たっては、公募委員 4 人、学識経験者 2 人、各団体の被推薦人 14 人の総勢 20 人で構成する総合計画審議会において審議が重ねられ、さらにパブリック・コメント手続により市民の皆様から多くのご意見を頂いた上で策定しました。

後期基本計画では、基本構想で定めた将来都市像である「～人のつながりがまちを変える～みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」を基に、この実現に向けた 6 つの基本目標の達成のため、令和 12 年（2030 年）を目標年次として、前期基本計画から施策の内容について、既に終了した事業、また、新たに取り組むべきものについて、内容の修正等を整理し、更に SDGs がどの目標に関連しているのか整理し、実施すべき施策を位置付けました。

全ての市民が子育てしやすく、老後を過ごしやすい福祉施策の充実、かけがえのない自然環境の保全、安全で利便性の高いまちづくりの推進等の既存の課題にも対応できる計画になったものと考えております。

今後も、少子高齢化や気候変動等の影響は大きくなっていくと考えておりますが、市内の豊かな自然環境や、市の偉人である鈴木貫太郎翁等の地域資源を活用し、より魅力ある市として発展していけるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました総合計画審議会の皆様を始め、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様にご心からの感謝とお礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

野田市長 鈴木 有

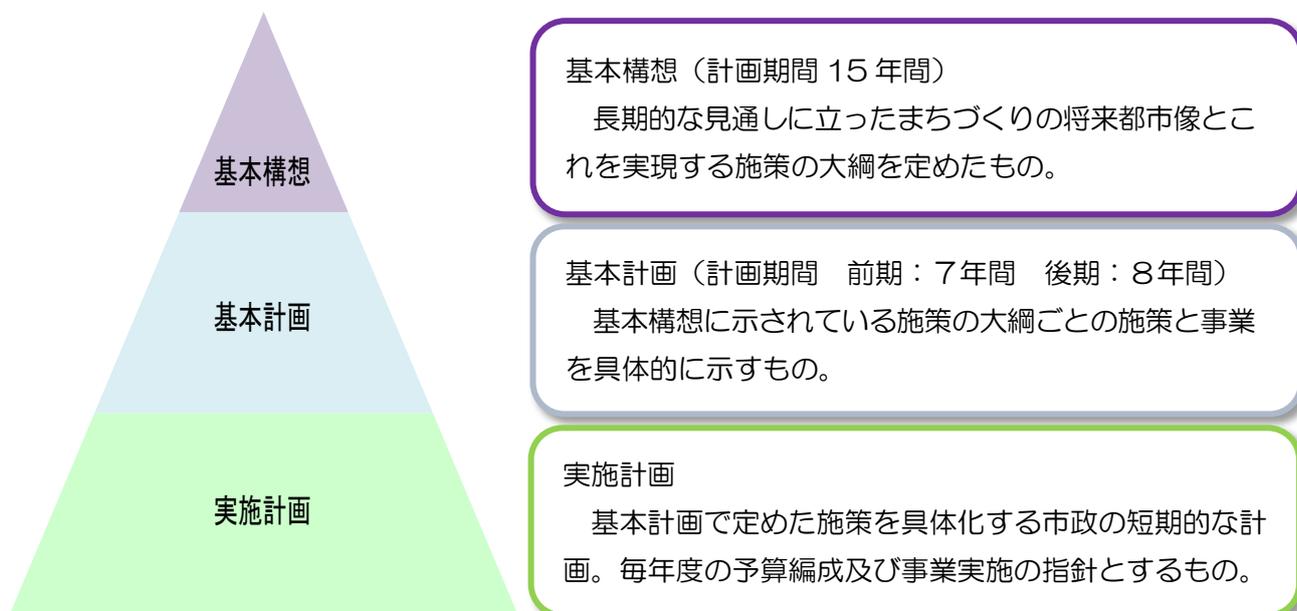
総合計画における後期基本計画の位置づけ

野田市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三つの計画から構成されています。

総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、まちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来都市像を描くものです。

地球温暖化等の環境問題、少子高齢化の進行、コミュニティの希薄化といった問題は年々深刻さを増しており、社会経済情勢も日々変化している状況の中で、これらの問題に対して適切に対応していく必要があります。

こうした中、前期基本計画の策定から7年が経過し、本市を取り巻く様々な課題や社会経済情勢の変化に対応し、学びと笑顔あふれる自然豊かなまちづくりを目指し、令和3年度から野田市総合計画審議会にて審議を重ね、パブリック・コメント手続にて広く意見を集め、更に、国際連合が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）との関連性を示す、令和5年度を初年度とする後期基本計画を策定しました。



	平成28年度～令和4年度	令和5年度～令和12年度
基本構想	← 令和12年度を目標年次とする15年間 →	
基本計画	← 前期基本計画（7年間） →	← 後期基本計画（8年間） →

SDGs と総合計画

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

後期基本計画では、新たに SDGs との関係性を示しました。これにより、日々変化する社会経済情勢の中で、持続可能な、まちづくりを目指します。



後期基本計画 ～追加変更した主な事業～

1 自然環境と調和するうるおいのある都市

基本方針 1 自然環境の保全・再生・利活用の推進



⇒◎環境保全の推進

生物多様性の戦略の改訂と推進

生物多様性の戦略の下、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めるとともに、自然再生のシンボルとして、かつて国内各地で見られ、里山の田んぼの食物連鎖の頂点に位置していたコウノトリの保護増殖、更に野生復帰を目指します。

基本方針 2 循環型社会の推進



⇒◎ゼロカーボンシティの推進 (New! 施策)

ゼロカーボンシティの推進

野田市の地域特性に合った可能なエネルギー政策を検討するとともに、これに伴う環境への影響に配慮します。ごみの減量化を進め、焼却する際の二酸化炭素削減を図るとともに、小・中学生への環境教育を推進します。

2 生き生きと健やかに暮らせる都市

基本方針1 支え合いによる福祉のまちづくりの推進



⇒◎高齢者の生きがいづくり

コミュニティ活動の推進

高齢者が地域社会で生き生きと暮らすことができるよう、「新しい生活様式」を取り入れながら、ボランティア活動等を通じた市民協働の仕組みづくり等を推進します。

⇒◎障がい者福祉の充実

障がい特性の理解促進

障がいのある人が地域社会の中で、その人らしく安心して生活が送れるよう障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながらコミュニケーションを図り、支え合う「心のバリアフリー」を目指します。

基本方針2 子どもの健全育成と子育て環境の充実



⇒◎安心できる子育て環境の整備

野田市虐待防止条例の制定及び虐待防止対策の推進

18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けるため、機能の充実を図ります。

引き続き、あらゆる虐待を防止するための対策を推進します。

⇒◎幼児教育・保育の推進（New！施策）

幼児教育・保育の無償化の影響等を踏まえた教育・保育の推進

未就学児の人口の減少傾向において、幼児教育・保育の無償化により保育需要は増加し、高止まりしているため、既存保育所の定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力により必要な施設の整備を進めます。

待機児童ゼロに向けた多様な保育サービスの充実

幼稚園での教育を希望する共働き家庭もあることなどから、多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、多様な事業形態での教育・保育給付を推進します。

基本方針3 健康づくりの推進と地域医療の充実



⇒◎市民の健康づくりの推進

健康・スポーツポイント事業の拡充

一般介護予防事業の推進

安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、市民一人一人が生涯にわたって健康づくりに努めることが重要です。健康・スポーツポイント事業の拡充を中心とした健康づくりやのだまめ学校などの介護予防に係る施策を推進します。

感染症予防対策の実施

新型コロナウイルス感染症、その他の感染症も含め感染症予防対策を実施します。

⇒◎母子保健・医療の充実

子ども医療費助成制度の拡充

子ども医療費助成の対象年齢や無料化の拡大については、野田市の将来を担う子どもたちや、その保護者から実施が望まれていることから、今後も拡充を図ります。

3 豊かな心と個性を育む都市

基本方針1 質の高い学校教育の実現



⇒◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進

G I G Aスクール構想の実現

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個に応じた資質や能力が一層確実に育成できるICT環境を整備し、これまでの教育実践と最先端のICTを相互に活(い)かすことで、教職員が児童生徒の能力を引き出せる指導を推進します。

⇒◎鈴木貴太郎翁の功績を後世に伝える（New！施策）

鈴木貴太郎記念館の再建

鈴木貴太郎翁の功績を広く後世に伝える魅力発信

鈴木貴太郎記念館は、内閣総理大臣として日本を終戦に導いた鈴木貴太郎翁の功績を広く後世に伝えるため、幼少期と最晩年を過ごした地である鈴木貴太郎翁の居宅があった場所に隣接して建設されましたが、令和元年10月以降、台風被害や耐震強度の問題から臨時休館となっており、「オール野田市」で記念館の再建に取り組んでいます。

基本方針2 生涯学習や郷土愛を育む学習の推進



⇒◎生涯学習の推進

健康スポーツ文化都市宣言及びその推進

全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、健康スポーツ文化都市宣言を行い、市民の文化活動を通じて人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育む環境づくりに取り組みます。

⇒◎生涯スポーツの推進

総合公園陸上競技場の整備

総合公園野球場の整備

福田体育館の整備

旧関宿クリーンセンター跡地、遊休農地を活用した施設整備

年齢や性別、障がいの有無等を問わず、広く市民が適性等に応じてスポーツに参加することができるよう、スポーツ施設の改修を実施するとともに、スポーツ情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ環境の整備を実施します。

基本方針3 国際交流の推進



⇒◎国際的な交流と協力の推進

多言語による生活情報の提供の充実

外国人への日本語学習指導、在住外国人等に向けた多言語翻訳サービス等のICTを活用した情報提供の充実等に取り組み、外国人が暮らしやすい地域社会の構築を推進します。

4 安全で利便性の高い快適な都市

基本方針3 公共交通の充実



⇒◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実

地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実及び交通不便地域におけるデマンド交通の導入等

市民の足として定着しているコミュニティバス（まめバス）については、民間路線バスの運行も含め、地域のニーズを踏まえた更なる利便性の向上を図ります。また、まめバスや民間路線バスが運行していない交通不便地域において、デマンド交通の導入等、移動支援事業を実施します。

5 市民がふれあい協働する都市

基本方針1 協働によるまちづくりの推進



⇒◎協働の仕組みづくりの推進

「市長への手紙」及び「市政メール」の活用

「市長と話そう集会」の活用

「市長と話そう（手紙編）」の活用

市民生活に身近で多様なまちづくりへの参加機会の充実を図ります。

⇒◎地域コミュニティの強化

多世代交流センターの設置

自治会事務事業の見直しを進めるなかで、自治会の負担軽減を図るとともに、効果的な自治会活動や地区集会施設整備への支援を行い、市と自治会等が協働したまちづくりを推進します。

6 活力とにぎわいに満ちた都市

基本方針1 地域産業の振興



⇒◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成

土地区画整理事業による工業団地整備事業

都市計画マスタープランの見直し

社会情勢の変化に対応するため、豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等多くの資源との連携を促進させ、事業の創出へつなげるとともに、国の地方創生施策に注視しつつ、多様な就業機会を創り出し、新たな産業の受皿として工業団地の造成を検討します。

基本方針2 観光・イベントの振興



⇒◎地域資源を活用した交流人口の拡大

野田市の魅力発信事業

市民、市民団体、企業等と連携した観光資源の開発や掘り起こし、まつり、イベント等の開催を通じて、にぎわいの創出に取り組むとともに、ホームページ、マスメディア等を活用し、広く効果的に野田市の魅力を情報発信します。

基本方針3 定住の促進



⇒◎生活環境の充実と情報発信の強化

自治体DXの推進による住民サービスの充実

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指し、自治体DXを推進し、住民サービスの向上に努めます。